平成12年(行ケ)第86号 審決取消請求事件(平成12年12月11日口頭弁 論終結)

日高株式会社 代表者代表取締役 [A]訴訟代理人弁護士 澤 滝 同 羽 田 由 可 鳥 同 弁理士 巣 実 河淳株式会社 被 代表者代表取締役 [B] 訴訟代理人弁理士 塚 賢 次 赤 文

特許庁が平成10年審判第35554号事件について平成12年1月 7日にした審決を取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

- 第 1 当事者の求めた裁判
  - 1

主文と同旨

被告 2

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

- 当事者間に争いのない事実 第2
  - 特許庁における手続の経緯

被告は、名称を「ストックカート」とする特許第2724665号発明(平 成5年6月29日出願、平成9年12月5日設定登録)の特許権者である。

原告は、平成10年11月10日、被告を被請求人として、上記特許の特許 請求の範囲の請求項1記載の発明(以下「本件発明」という。)につき特許無効の 審判の請求をし、平成10年審判第35554号事件として特許庁に係属したとこ ろ、被告は、平成11年9月24日、明細書の特許請求の範囲及び発明の詳細な説 明を訂正する旨の訂正請求(以下「本件訂正請求」といい、その請求に係る訂正を 「本件訂正」という。)をした。

特許庁は、上記無効審判事件につき審理した上、平成12年1月7日に「訂 正を認める。本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その謄本は同年 2月16日原告に送達された。

- 特許請求の範囲の請求項1の記載
- 設定登録時の明細書の特許請求の範囲の請求項1の記載

ネスティング可能な台車と、この台車の先端部に着脱可能に取付けられた可動棚枠と、前記台車の後端部に固定された固定棚枠と、この固定棚枠の棚板支持バ と前記可動棚枠の棚板支持バーに両端部の係止片が係止されるかあるいは前記固 定棚枠の外側フレームと前記可動棚枠の外側フレームとに両端部の係止片が係止さ れる棚板あるいは荷崩れ防止の側枠として使用することができる棚板部材とからな ることを特徴とするストックカート。

本件訂正に係る訂正明細書(以下単に「訂正明細書」という。)の特許請 求の範囲の請求項1の記載

ネスティング可能な台車と、この台車の先端部に着脱可能に取付けられた可 動棚枠と、前記台車の後端部に固定された固定棚枠と、この固定棚枠の棚板支持バ 一と前記可動棚枠の棚板支持バーに両端部のフック状の係止片が係止され棚板とし て使用することができ、且つ、前記固定棚枠及び可動棚枠の外側フレームとに前記 両端部のフック状の係止片が係止されるとともに、前記固定棚枠及び可動棚枠の棚板支持バーとに前記両端部のフック状の係止片が載置され荷崩れ防止の側枠として使用することができる棚板部材とからなることを特徴とするストックカート。 (以下、訂正明細書の特許請求の範囲の請求項1に係る本件発明を「本件訂正発

明」という。)

審決の理由 3

審決は、別添審決書写し記載のとおり、①訂正明細書の特許請求の範囲の請 求項1の記載が、特許法36条5項1号及び2号(特許法等の一部を改正する法律 (平成6年法律116号) 附則6条2項の規定によりなお従前の例によるとされる 特許出願について適用される同法による改正前の特許法36条5項1号及び2号の趣旨と解される。以下「特許法旧36条5項1号及び2号」という。))に規定で規定で表別では、また、②本件訂正発明が、実際平2-1号1500年で、また、②本件訂正発明が、事にとも申第1号証(実開平1-42615号(実開平2-132575号)のマイクロフィルム(審判、本マイクロフィルム(審判・ののできたいとも明第3号証)に基づき当業者が容易に発明を範囲に記述できれている発明がは認められないとの請求人(の主張が持許とのでは、本件記では、まれる発明がは認められないとの請求人(原告)の主張では、まれる発明がは認められないとの請求というでは、まれるといるできない。のは、まれるとのできないととなった。とのできないととなった。とのできないと、まれるとのできないととなった。とのできないととなった。とのできないと、まれるとのできないととなった。とのできないととなった。とのできないととなった。とのできないととなった。とのできないととなった。とのできないと、このできないと、このできないと、このには、まれるとのできないと、このには、まれるとのできないと、このには、まれることのできないと、このには、まれることのできないます。このには、まれるには、まれる。このには、まれるこのには、まれるこのには、まれるこのには、まれるには、まれるこのには、まれるこのには、まれるこのには、まれる。このには、まれるこのには、まれる。これるこのには、まれるこのには、まれるこのには、まれるこのには、まれる。このには、まれる。これるには、まれる。これるには、まれる。このには、まれる。このには、まれる。このには、まれる。このには、まれる。このには、まれる。これる。このには、まれる。このには、まれる。このには、まれる。これる。このには、まれる。このには、まれる。このには、まれる。このには、まれる。これる。これる。このには、まれる。これる。このには、まれる。これる。これる。これる。これる。このには、まれる。このには、まれる。これる。これる。これる。これる。このには、まれる。これる。これる。これる。これる。これる。これる。これる。これる。こ

第3 原告主張の審決取消事由

審決の理由中、本件訂正請求の内容の認定(審決書2頁11行目~6頁12行目)、甲第1~第5号証の記載事項の認定(同9頁4行目~12頁1行目)、本件訂正発明と甲第1号証記載の発明との一致点及び相違点の認定(同18頁8行目~19頁9行目)は認める。

審決は、本件訂正請求の適否に関し、訂正明細書の特許請求の範囲の記載は、特許法旧36条5項1号及び2号に規定されている記載要件を満たさない不備があるのに、同各号該当性の判断を誤り(取消事由1)、さらに、本件訂正発明は甲第1、第3号証記載の各発明及び周知技術に基づいて当業者が容易に想到し得るのに、その判断を誤り(取消事由2)、本件訂正請求を認めた結果、本件発明の要旨の認定を誤ったものであるから、違法として取り消されるべきである。

1 取消事由1(訂正明細書の記載不備)

訂正明細書の特許請求の範囲の請求項1には、係止片が固定棚枠及び可動棚枠の外側フレームに「係止」される旨が記載されている一方、本件特許の願書に添付された図面のうち【図8】(以下単に【図8】という。)にあるストッパーピンが記載されていない。しかし、ストッパーピンは、係止片の「係止」のために不可欠であって、本件発明の必須の構成要素であるから、訂正明細書の特許請求の範囲の請求項1の記載は、特許法旧36条5項1号及び2号所定の記載要件を満たさないというべきである。この点についての審決の認定判断の誤りについて、以下詳説する。

(1) 審決は、訂正明細書の段落番号【0014】の記載について、「該記載・・・前段では、棚板部材の係止について記載され、後段では、棚板部材の固定について記載されているとともに、該後段は、『取付けて使用できる。』と記載されているように、棚板部材による固定が任意のものとして記載されている。」(審決書14頁6行目~12行目)と認定した上、【図8】の記載内容からして、「本件特許発明の訂正後の請求項1・・・に記載される『係止』の技術的意味は、『当接』のような形態をも含むものと解することができるとともに、ストッパーピン22は、必ずしも特許を受けようとする発明の構成に欠くことができない事項でもない。」(審決書15頁7行目~12行目)とする。

「当接」が含まれるとする審決の判断は、失当である。
(2) 次に、審決は、「前記【図8】には、棚板部材31のフック状の係止片34は・・・その一側方を固定棚枠15の外側フレーム16に当接され、さらにその他側方は、ストッパーピン22に当接することなく、少し間隔をあけてストッパーピン22が配置される形態として図示されている。」と認定している(審決14頁12行目~末行)。

確かに、【図8】は、審決が指摘するような形態を図示しているが、たまたまいわゆる係止の状態にある瞬間を表したものにすぎない。なぜならば、ストッ

パーピン22が存在しない場合には、フック状の係止片34は、固定棚枠15の外側フレーム16に当接あるいは接触しているだけであるから、振動等が作用すれば、棚板部材31のフック状の係止片34は、固定棚枠15の外側フレーム16から離間する可能性がある。したがって、ストッパーピン22は、棚板部材31のフック状の係止片34を固定棚枠15の外側フレーム16に対して係止するための手段であり、本件発明に必須の構成要素ということになる。

- (3) さらに、審決は、「前記棚板部材の側板としての使用形態での係止で、ストッパーピンが必須であるということにならない。」(審決書17頁6行目~8行目)と認定しているが、棚板部材を側板として使用する場合に、フック状(L形)の係止片のみによっては垂直な角形の外側フレーム16、24に対して係止することができないことは前記のとおりである。すなわち、外側フレームによって、外側に倒れることは阻止されているが、この状態では、棚板部材は、垂直な姿勢を保つことができず、内側に移動するか、又は倒れる可能性があるのであって、固定状態にあるとはいえない。
  - 2 取消事由 2 (容易想到性の判断の誤り)

本件訂正発明は、甲第1号証記載の発明に甲第3号証記載の発明を適用し、 従来周知の技術(甲第2、第4、第5号証参照)を参酌することにより、当業者が 容易になし得た発明であるから、特許法29条2項に該当するものである。この点 についての審決の認定判断の誤りを以下詳説する。

- 審決は、本件訂正発明と甲第1号証記載の発明との相違点として、 発明の棚板部材は、『固定棚枠の棚板支持バーと前記可動棚枠の棚板支持バーに両 端部のフック状の係止片が係止され棚板として使用することができ、且つ、前記固定棚枠及び可動棚枠の外側フレームとに前記両端部のフック状の係止片が係止されるとともに、前記固定棚枠及び可動棚枠の棚板支持バーとに前記両端部のフック状の係止片が載置され荷崩れ防止の側枠として使用することができる棚板部材』であ るのに対し、甲第1号証のものは、『固定棚枠の棚板支持バーと前記可動棚枠の棚 板支持バーに両端部のフック状の係止片が係止され棚板として使用することができ る棚板部材』である点」(審決書18頁17行目~19頁9行目)を挙げた上、 の相違点についての判断において、本件訂正発明が「係止について具体的に特定されていなければ、甲第 1 号証の棚板部材を棚板として使用したり、荷崩れ防止の側 枠として使用し、棚板部材の両端部の係止片を、固定棚枠の外側フレームとに係止して荷崩れ防止の側枠として使用できるようにすることは容易に為し得るものであ (同20頁5行目~11行目)としつつ、本件訂正発明は、「係止片の形状な る」 らびにその掛け止め手段について『固定棚枠及び可動棚枠の外側フレームとに前記 両端部のフック状の係止片が係止されるともに、前記固定棚枠及び可動棚枠の棚板支持バーとに前記両端部のフック状の係止片が載置され荷崩れ防止の側枠として使用することができる。と特定しているのであり、そしてその特定事項により、例え ば棚板部材が、前後方向に直行する水平方向の後側への脱落を確実に防止可能であ り、その技術的意味を充分推認可能であるのに対して、甲第3号証ならびに他の甲 第2、4、5号証をみてもその点について記載も示唆もない。」(同20頁13行 目~21頁5行目)としている。
- (2) しかし、棚板部材を中間棚として使用したり、荷崩れ防止の側枠として使用したりすることは、甲第3号証に記載されているのであって、本件訂正発明との相違点は、棚板部材の一端が回動自在に枢着され、取り外しできない点にすぎない。同様に、この点について、甲第1号証記載の発明の棚板部材は、本件訂正の大切の間にで、この点について、甲第1号証記載の発明の棚板部材は、本件訂正外状の個枠の棚板支持バーとのは、33も備えているから、甲第1号証の棚板を支持が、甲第3号証の機力としたがであり、33を開ているように前間では、棚板を出ているように前間である。、中第1号証の棚板をは、棚板を出ているであるができるとに接触しては、一29、33上に計では、外側フレーム26、32に接触することが棚板を指が、中での場合に、大り、の大きには、一29、33上に対してである。そであるが、1号証には、棚板を必要なともにないます。1号証の棚板部材をそのまま用いて、すなわち、格別のように、棚板として使用が可能であるということであるができるということになり、荷崩れ防止の側枠として使用したりすることができるということになる。(3)さらに、甲第2、第4、第5号証には、棚板を必要なときにだけ棚板として機

能させ、不使用時には邪魔にならないように折り畳んで係止させることにより垂直 状態に保持するようにした構造が開示されており、棚板を水平に支持したり垂直に 折り畳んだりすることが従来周知の技術であることが裏付けられている。 第4 被告の反論

審決の認定判断は正当であり、原告主張の取消事由は理由がない。

取消事由1(訂正明細書の記載不備)について

原告は、本件発明においてストッパーピンが必須の構成要素である旨主張するが、ストッパーピンは任意の構成要素にすぎない。すなわち、「係止」なる用語の技術的意味については、一義的に定められるものではないから、まず特許明書及び図面の記載を参照すべきところ、【図8】によれば、棚板部材31のフック状の係止片34は、固定棚枠15の外側フレーム16とストッパーピン22との間で、その下部を棚板支持バー17に載置され、その一側方を固定棚枠15の外側フレーム16に当接されているが、その他側方はストッパーピン22に当接する、ストッパーピン22が配置されている。この状態で、ッパーピン22がなくとも、棚板部材31のフック状の係止片34は、その下部を棚板支持バーに載置され、固定棚枠15の外側フレーム16と可動棚枠23の外側フレーム24とに係止又は当接される形態で掛かり止めされていることに変わりはない。

原告は、【図8】は、たまたま係止の状態にある瞬間を表したものにすぎないと主張するが、【図8】で示される形態は、棚板部材31のフック状係止片34が固定棚枠15の外側フレーム16に引っ掛かる状態で係止又は当接されており、固定棚枠15の棚板支持バー17にフック状の係止片34が載置された状態にあり、かつ、棚板部材31の自重も加わっているから、フック状係止片34が固定棚枠15の外側フレーム16から瞬時に外れることはない。

なお、ストッパーピン22がない場合、振動等の必要以上の外力が内側に作用すれば、棚板部材31のフック状の係止片34は、固定棚枠15の外側フレーム16から離間する可能性はある。しかし、本件訂正発明は、「必要以上の外力が作用する場合」や「振動等が作用する場合」を要件としたものではないし、棚板部材31を荷崩れ防止用の側枠として使用する場合、たとい、必要以上の外力が内側(荷が載置される側)に作用して、棚板部材31が内側へ移動しても問題はない。要は、棚板部材が、固定棚枠及び可動棚枠の外側フレームとに両端部のフック状の係止片が係止されるとともに、前記固定棚枠及び可動棚枠の棚板支持バーとに前記両端部のフック状の係止片が載置されて側枠として使用できればよく、この使用形態で、荷崩れにより棚板部材31が外側への押圧力を受けた場合、荷に抗して荷崩れを防止できれば足りるのである。

2 取消理由2(容易想到性の判断の誤り)について

甲第3号証記載の棚板部材はその一端が枢着され、取り外しができないものであるから、甲第1号証記載のストックカートの棚板部材を取り外して側枠としてそのまま適用することには無理がある。

甲第1号証には、断面がL形のフック状の係止片が示されてはいるが、【図8】に示すような本件訂正発明の備える係止片については記載もなければ示唆すらない。すなわち、本件訂正発明の係止片は、断面がL形のフック状であることに加えて、さらに、「棚板部材が荷崩れ防止用の側枠として使用される際、固定棚枠及び可動棚枠の外側フレームとに両端部のフック状の係止片を係止されるとともに、前記固定棚枠及び可動棚枠の棚板支持バーとに前記両端部のフック状の係止片が載置される」ような形態を採るものであって、このような形態を採るフック状の係止片は、甲第1号証には開示されていない。さらに、本件発明の特許公報添付図面において、棚板本体部と係止片は別部材として示されているのに対し、甲第1号証の第10図においては、棚板本体部と係止片は連続する一体構造のものが示されている点で両者は相違する。

また、甲第1号証記載の発明のフック状の係止片は、同号証の第10図に断面図として示されているところ、断面といってもいずれの場所の切断線に沿って見た図であるか不明である。そうすると、甲第1号証には、「断面がL形のフック状の係止片」しか示されていないことになるから、その実際の形状は無数に存在し、例えば、別紙参考図1~4に示されるものなどが考えられ、特定できないものである。そして、別紙参考図5は、甲第1号証の第10図のストックカートの本体部であるが、このストックカート本体部に別紙参考図1~4の棚板部材を側枠として使用したとしても、いずれの棚板部材も、 $Y_1>X$ 、 $Y_2>X$ 、 $Y_3>X$ 、 $Y_4>X$ の関係

にあり、断面がL形のフック状の係止片を固定棚枠の外側フレームや可動棚枠の外側フレームに係止したり、両側の棚板支持バー29、33に載置したりすることは 到底できない。

さらに、本件訂正発明のストックカートは荷載置用棚板と荷崩れ防止用側枠の両機能を有する棚板部材を備えるものであっても、簡単な構造を有し、安価に製造できるという甲第1号証や甲第3号証には記載のない特有の効果を奏するものである。したがって、本件訂正発明は甲第1号証と甲第3号証とを組み合わせても、当業者が容易に成し得るものではない。 第5 当裁判所の判断

1 取消事由 1 (訂正明細書の記載不備) について

(1) 原告は、訂正明細書の特許請求の範囲の請求項1にはストッパーピンが記載されていないところ、これが設けられていない場合には、係止片が固定棚枠及び可動棚枠の外側フレームに「係止」されているとはいえないから、ストッパーピンは本件発明の必須の構成要素であって、訂正明細書の特許請求の範囲の請求項1の記載には特許法旧36条5項1号及び2号所定の記載要件を満たさない不備がある旨主張する。

しかし、本件特許公報(甲第13号証)によれば、【図8】の棚板部材を側枠として使用している形態を示す2点鎖線による図示は、係止片34の下側縁が棚板支持バー17に載置された上、そのL字状部分の内側が形成する直交2面を接触している直とともに、けるの内側が形成する直とともに、は、係止片34と接触していることが認められ、これに、下36は図14号証)の根のストッパーピン22については、係止片34と接触することが認められ、これに、下36は図1に示すように、棚板のストックカート36は図1に示すように、棚板のストック状の係止片34、34を固定棚枠15の外側フレーム24とに係止させるとと、30片できるとの見ががの場合であり、で側フレームと22、22、30けて使用でよとの記載を総合すれば、訂正明細書は、係止片の上では、取付けて使用でよとの記載を総合すれば、訂正明細書は、係止片の用語を使用しているの直交2面で接触し合っている状態を指して「係止」の用語を使用しているの直交2面で接触し合っている状態を指して「係止」の用語を使用しているの直交2面で接触したがって、ストッパーピンは、係止片と固定棚枠及び可動棚枠の外側フレームとの「係止」には直接関係がないものであって、本件訂正発明の必有成要素ということはできない。

この点について、原告は、「係止」というためには、フック状の係止片が何かの部材に引っ掛かっていなければならない旨主張するが、日刊工業新聞社発行の「特許明細書の作成用語集」第2版(甲第10号証)には、「係止」について、「かかわり合わせて止める。」としか記載されておらず、原告の上記主張を基礎づけるものとはいえないし、「係止」の用語が原告主張のような一義的な意味を有していることを認めるに足りる証拠はない。したがって、「係止」の意義について、訂正明細書及び図面の記載を参照するとした審決の認定手法及び上記認定と同旨の認定に誤りはないというべきである。

(2) 次に、原告は、【図8】は、たまたま係止の状態にある瞬間を表したものにすぎず、ストッパーピンが存在しない場合に、振動等が作用すれば、係止片34は固定棚枠の外側フレーム16から離間するか、又は倒れる可能性があり、固定状態にあるとはいえない旨主張する。

いるものであって、訂正明細書に記載された本件訂正発明の作用、効果等に係るそ の他の記載を参酌しても、必要以上の振動や外力によって棚板部材のフック状の係 止片が固定棚枠や可動棚枠の外側フレームから離間することを防ぐことを目的とし ているものとは認められないから、これを防止するための構成であるストッパーピ ンが必須であるということはできない。

かえって、訂正明細書の特許請求の範囲の請求項1の「前記固定棚枠及び 可動棚枠の外側フレームとに前記両端部のフック状の係止片が係止される」との記 載からすると、棚板部材の両側のフック状の係止片は、それぞれ固定棚枠と可動棚 枠の各外側フレームと、上記認定のとおりの形態で接触していることが明らかであって、接触面にはいくばくかの摩擦力が作用するから、ある程度棚板部材が倒れる ことを妨げようとすることが理解される。

- 以上のとおり、ストッパーピンが本件発明の必須の構成であるとの原告の主張 は採用することができないから、これを前提とする記載不備の主張は理由がなく、 この点の審決の認定判断に誤りはない。
  - 取消理由2(容易想到性の判断の誤り)について
- 審決の認定する本件訂正発明と甲第1号証記載の発明との一致点及び相違 点については当事者間に争いはなく、審決は、その相違点について、 「確かに係止 について具体的に特定されていなければ、甲第1号証の棚板部材を棚板として使用 したり、荷崩れ防止の側枠として使用し、棚板部材の両端部の係止片を、固定棚枠 の外側フレームと可動棚枠の外側フレームとに係止して荷崩れ防止の側枠として使 用できるようにすることは容易に為し得るものであると認められる」(審決書20 頁5行目~11行目)としつつ、「訂正後の本件特許明細書の特許請求の範囲の請求項1に記載された発明は、係止片の形状ならびにその掛け止め手段について『固 定棚枠及び可動棚枠の外側フレームとに前記両端部のフック状の係止片が係止され るとともに、前記固定棚枠及び可動棚枠の棚板支持バーとに前記両端部のフック状 の係止片が載置され荷崩れ防止の側枠として使用することができる』と特定してい るのであり、そしてその特定事項により、例えば棚板部材が、前後方向に直行 (注、「直交」の誤記と認められる。) する水平方向の後側への脱落を確実に防止 可能であり、その技術的意味を充分推認可能であるのに対して、甲第3号証ならびに他の甲第2、4、5号証をみてもその点について記載も示唆もない。」(同20

頁11行目~21頁5行目)と判断している。 この摘示からすると、審決は、本件訂正発明においては、棚板としての使 用形態をとる場合及び側枠としての使用形態をとる場合のいずれについても、係止 片の形状及びその掛け止め手段が特定されていることをその特徴とし、フック状の 係止片が外側フレームと係止すれば、棚板部材の脱落を確実に防止可能であるとし て、このような特徴と効果を進歩性を認める根拠とするものと理解することができ る。(2)

(2) しかしながら、まず、係止片の形状について検討するに、審決は、本件訂正発明と甲第1号証記載の発明とが、ともに「ネスティング可能な台車と、この台車の 先端部に着脱可能に取付けられた可動棚枠と、前記台車の後端部に固定された固定 棚枠と、この固定棚枠の棚板支持バーと前記可動棚枠の棚板支持バーに両端部のフ ック状の係止片が係止され棚板として使用することができる棚板部材とからなるス トックカート」(審決書18頁10行目~16行目)である点で一致するとしているのであって、そうだとすれば、係止片が「フック状」である点において、両者に相違はない。そして、本件訂正発明は、係止片の形状につき、「フック状」であるという以上に具体的に規定していないのであるから、結局、係止片の形状について は、本件訂正発明と甲第1号証記載の発明との間に構成上の相違があるとすること はできず、したがって、進歩性を認める根拠となり得ないというべきである。

この点について、被告は、甲第1号証には、断面がL形のフック状の係止片が 示されているが、【図8】に示すような係止片は記載されていない旨、また、甲第 1号証記載の係止片は棚板部材と連続する一体構造のものであって、本件訂正発明 のもののように別部材とされていない旨主張する。しかし、上記のとおり、訂正明 細書の特許請求の範囲の請求項1は、フック状係止片の長さ、形状、個数、部材構 成等について何も規定しておらず、これを【図8】等に示すとおりの係止片である と限定的に解釈することはできない。被告の上記主張は特許請求の範囲の記載に基づかないものであって、採用することはできない。 (3) 次に、係止片による掛け止め手段について見るに、甲第1号証には棚板部

材を側枠として使用することの開示はないが、甲第3号証には、「回動枠を、側枠

間の中間部に水平に位置させて、棚板としての機能を発揮させることができる。一方、・・・垂直に位置させ、第三の側枠としての機能を発揮させることができる。」(明細書3頁10行目~17行目)、「この考案によれば、棚板又は側枠として機能できる回動枠を設けたので・・・」(同7頁15行目~16行目)との記載があって、棚板部材を棚板としても側枠としても使用することが開示されており、これと甲第1号証に接した当業者であれば、甲第1号証に記載された棚板部材を側枠としても使用するとの着想に至ることは容易というべきである。

そして、上記のとおり、本件訂正発明のフック状の係止片と構成上の相違のないフック状の係止片を備えた甲第1号証記載の発明の棚板部材を、上記の着想に基づいて側枠として使用しようとすれば、これを垂直にしなければならないから、その両端部分を固定棚枠及び可動棚枠の棚板支持バーに載置することは当然なら、固定棚枠及び可動棚枠の外側フレームに係止するように使用することに格別の困難性があるとはいえない。そうすると、係止片による掛け止め手段に関しても、本件訂正発明のように構成することは容易というべきである。この点について、被告は、甲第3号証記載の棚板部材はその一端が枢着されて、

この点について、被告は、甲第3号証記載の棚板部材はその一端が枢着され、取り外しができないものであるから、甲第1号証に記載のストックカートの棚板部材を棚板としての使用形態からこれを取り外して側枠としてそのまま適用することには無理がある旨主張する。しかし、甲第1号証記載の発明と甲第3号証記載の発明の組合せの趣旨は、甲第3号証記載の棚板部材を上記の構成を備えたものとしてそのまま甲第1号証の棚板部材と置換するものではなく、甲第1号証の棚板部材がフック状の係止片を備えることを前提に、棚板部材を垂直に立てて側枠と兼用できるようにするとの着想を甲第3号証記載の発明から得て、甲第1号証に適用するというものであり、被告の上記主張は、このような両発明の組合せの趣旨を正解しないものというべきである。

また、被告は、甲第1号証記載のフック状の係止片の形状は特定できないものの、別紙参考図1~4のいずれであっても、 $Y_1>X$ 、 $Y_2>X$ 、 $Y_3>X$ 、 $Y_4>X$ の関係にあり、これを固定棚枠の外側フレームや可動棚枠の外側フレームに係止したり、棚板支持バーに載置したりすることはできない旨主張する。しかし、甲第1号証の添付図面及び明細書の説明を総合しても、別紙参考図1~4の $Y_1$ ~ $Y_4$ と別紙参考図5のXとの関係が被告の主張のとおりであると断定することはできない上、仮に、この点が被告の主張のとおりであるとしても、単に上下の棚板支持バー間の間隔を変更すれば、棚板部材を垂直に立てて棚板支持バーに載置すること及び外側フレームに係止することが可能となり、この程度の変更を困難とする理由を見いだすことはできない。よって、被告の上記主張を採用することはできない。

- (4) さらに、審決が本件訂正発明の進歩性の論拠の一つとする棚板部材の確実な脱落防止という効果については、上記のようなフック状の係止片による掛け止め手段が採用される以上、当然に得られるものにすぎないというべきである。なお、被告は、本件訂正発明は、簡単な構造を有し、安価に製造できるという甲第1号証や甲第3号証には記載のない特有の効果を奏するものである旨主張するが、甲第1号証記載の発明の構造をそのまま維持するとしても、また、前示のような多少の変更を加えるとしても、本件訂正発明の構成と格別異なることはないから、被告主張の本件発明の効果と比較しても格別異なるところはないというべきである。
- の本件発明の効果と比較しても格別異なるところはないというべきである。 3 以上のとおり、原告主張の審決取消事由2は理由があり、この誤りが審決の 結論に影響を及ぼすことは明らかであるから、審決は取消しを免れない。

よって、原告の請求は理由があるからこれを認容し、訴訟費用の負担につき 行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第13民事部

裁判長裁判官 篠 原 勝 美

裁判官 石原直樹

裁判官 宮坂昌利